

令和7年12月8日

橋本市議会議長  
田中 博晃 様

文教厚生建設委員会  
委員長 板橋 真弓

## 委員会審査報告書

本委員会に付託の案件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第110条の規定により報告いたします。

### 記

#### 1. 議件

- |        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 議案第8号  | 橋本市立高野口中学校移転改築検討委員会条例について      |
| 議案第19号 | 橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について |
| 議案第20号 | 橋本市立学校再編準備委員会条例について            |
| 議案第12号 | 市道路線の廃止について                    |
| 議案第13号 | 市道路線の変更について                    |
| 議案第14号 | 市道路線の認定について                    |
| 議案第17号 | 公の施設の指定管理者の指定について              |
| 議案第18号 | 公の施設の指定管理者の指定について              |

#### 2. 審査の結果

別紙、委員長報告書のとおり、議案第8号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第17号及び議案第18号は全会一致で、議案第19号は賛成多数で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決し、議案第20号は可否同数のため委員長裁決により原案のとおり可決すべきものと決した。

## 委 員 長 報 告 書

さる 12 月 4 日の本会議において、本委員会に付託された  
議案第 8 号 橋本市立高野口中学校移転改築検討委員会条例について  
議案第 19 号 橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例  
について  
議案第 20 号 橋本市立学校再編準備委員会条例について  
議案第 12 号 市道路線の廃止について  
議案第 13 号 市道路線の変更について  
議案第 14 号 市道路線の認定について  
議案第 17 号 公の施設の指定管理者の指定について  
議案第 18 号 公の施設の指定管理者の指定について

を審査するため、12 月 8 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第 8 号、議案第 12 号、議案第 13 号、議案第 14 号、議案第 17 号及び議案第 18 号は全会一致で、議案第 19 号は賛成多数で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決し、議案第 20 号は可否同数のため委員長裁決により原案のとおり可決すべきものと決したので、以下その概要を報告いたします。

なお、委員から議案第 20 号に対する附帯決議案が提出されましたが、賛成少数で否決しました。

### 記

議案第 8 号は、橋本市立高野口中学校の移転改築にあたり、用地選定や基本計画に関することについて、幅広い見地から検討するため、検討委員会を設置するものである。

委員から、移転改築の基本計画における検討事項について ただしがあり、学校施設や教室の配置等を検討する との答弁がありました。

移転候補地について ただしがあり、現在 2 か所を選定しており、検討委員会で意見を聞きながら進めていく。別の移転候補地が挙がった場合は改めて検討する との答弁がありました。

義務教育学校構想について ただしがあり、将来的に検討する可能性はある

るが、第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針において高野口小学校及び応其小学校を再編統合する方針は定めていないため、現状は義務教育学校化の予定はないとの答弁がありました。

議案第19号は、令和10年4月1日をもって隅田小学校と恋野小学校を再編統合し、恋野小学校を廃校とすることに伴い、所要の改正を行うものである。

委員から、令和7年10月の恋野地区の説明会では何名参加し、再編統合に賛成した人は何名いたかとのただしがあり、8家庭11名の参加者がいたが、説明会の場で再編統合についての賛否は諮っていないとの答弁がありました。

令和6年11月に恋野地区区長会から提出されていた恋野小学校の存続を求める嘆願書は取り下げられているかについてただしがあり、恋野地区区長会と懇談を行い、最終的には区長会の総意として「多くの保護者の声を踏まえ市の判断を推したい」とのお言葉をいただいているとの答弁がありました。

隅田小学校と恋野小学校を再編統合し、新しい学校とする計画であるのに、なぜ恋野小学校のみを廃止するのかとのただしがあり、再編統合後の所在地は現在の隅田小学校の位置になるが、新しい学校名はまだ決まっていないため、決まり次第条例改正を行うとの答弁がありました。

再編統合前に学校間交流を行う予定についてただしがあり、学校と協議のうえ取り組んでいくとの答弁がありました。

恋野小学校に入学予定の児童について、再編統合前から隅田小学校に通うことはできるのかとのただしがあり、令和8年度、9年度の入学予定者及びその兄弟姉妹については、隅田小学校に通う選択ができるようにするとの答弁がありました。

再編統合によりクラスの人数が多くなると教師の負担は増加するが、教師の支援体制はどのようにするかとのただしがあり、非常勤講師や加配教員を配置し、教師の負担を軽減できるよう支援するとの答弁がありました。

スクールバスの停留所の位置についてただしがあり、再編準備委員会で

保護者や地域の方の意見を聞いたうえで検討する との答弁がありました。

討論に入り、原案に反対の立場から、恋野地区区長会からの嘆願書は取り下げられておらず、地域住民の理解は得られていない。新しい学校づくり推進計画では学校再編により 1 学年 2 クラスを目標としているが、再編により 2 クラスになるのは 6 学年中 1 学年のみであり、計画自体に無理がある。ＩＣＴ の活用や再編統合の時期など、再度議論する余地が多くあることから、本議案に反対する との討論がありました。

原案に賛成の立場から、再編統合の方針についてはこれまで説明会や意見交換会、ワークショップやパブリックコメント等を実施し、保護者や地域住民、教育関係者等の意見に真摯に対応している。地域から小学校がなくなることについて不安や懸念の声はあるが、橋本市の子どもたちが変化の激しい時代のなかでたくましく生き抜く力を培っていくため、恋野小学校と隅田小学校の伝統を引き継いだ新しい学校づくりが必要である。現在、恋野小学校では複式学級で運用している学年があり、各学年の児童数は全て 1 桁であるため、未来を担う子どもたちにとって、集団的な学びや多様な価値感に触れる機会が必要であることから、本議案に賛成する との討論がありました。

議案第 20 号は、小学校及び中学校の学校再編を円滑に進めるため、学校再編の対象となる小中学校ごとに準備委員会を設置するものである。

委員から、再編統合に関して地域ごとに意見が異なっていることについてただしがあり、準備委員会をまず立ち上げ、保護者や地域の方に再編統合について協議してもらい、意見がまとまれば小学校及び中学校の設置条例を改正する予定である との答弁がありました。

準備委員会はどのように設置するのか とのただしがあり、学校再編の対象となる小中学校ごとに設置する との答弁がありました。

準備委員会の構成について ただしがあり、ＰＴＡや学校運営協議会、共育コミュニティ等の代表者や学校関係者、未就学児の保護者などを想定している との答弁がありました。

第 10 条における秘密保持の規定はどのような情報が該当するのか とのただしがあり、一例として個人情報に関する想定している との答弁

がありました。

再編統合の対象となる各小学校の準備委員会で意見が分かれている場合について ただしがあり、合同会議を実施したうえで最終的に判断する との答弁がありました。

準備委員会を立ち上げるタイミングについて ただしがあり、各小学校の再編統合年度に応じて順次立ち上げる との答弁がありました。

討論に入り、原案に反対の立場から、再編統合することを前提にしており、保護者や地域にとっては再編統合の時期が近づくと考えが変わること可能性があるため、慎重に進めていくべきである。子どもたちの教育環境を整える観点では同意できるが、計画の理念の甘さ、これまでの説明に対し不信感があり、保護者や地域の要望に十分寄り添えていない。再編統合については地域の様々な意見を考慮できていないため、本議案に反対する との討論がありました。

議案第 12 号、議案第 13 号及び議案第 14 号は、いずれもあやの台北部工業団地第一地区土地区画整理事業及び県道の引受に伴い、市道路線の廃止、変更及び認定を行うものである。

議案第 12 号について、委員から質疑、意見等はありませんでした。

議案第 13 号に関し、神野々吉原線新終点付近の側溝の雨水排水について ただしがあり、県からの引継ぎでは特に浸水などの報告はないが、支障があれば県に協力を得ながら対応する との答弁がありました。

議案第 14 号に関し、委員から、道路の舗装打ち継ぎ部の隙間について ただしがあり、アスファルト舗装は基層と表層の 2 回に分けて施工しており、路盤へ浸水する可能性は低いと考えている との答弁がありました。

交差点に横断歩道がないことについて ただしがあり、歩行者数の状況を勘案し、今後時機を見て公安委員会に設置を要望する との答弁がありました。

議案第 17 号は、令和 8 年 3 月 31 日で指定管理の期限を迎える橋本市運動公園について、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間、引

き続き公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社を指定管理者として指定するものである。

委員から、利用者アンケートでトイレ・更衣室の清掃状況に関する満足度が低いことについて ただしがあり、清掃は適切に行われているが、施設の老朽化に伴いくすみ等が目立ち、汚れているように見える可能性がある。修繕については指定管理者と協議する との答弁がありました。

議案第 18 号は、令和 8 年 3 月 31 日で指定管理の期限を迎える橋本市産業文化会館及び橋本市温水プールについて、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間、引き続き公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社を指定管理者として指定するものである。

委員から、拡充した駐車場の活用について ただしがあり、指定管理者の意向を確認し、様々なイベントを開催していきたい との答弁がありました。